

国家工商行政管理総局
「企業名称禁止・使用制限規則（意見募集稿）」

2017年7月3日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

企業名称使用禁止・制限規則

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条【目的・根拠】 企業の名称審査行為を規範化し、企業名称対比システムを構築・整備し、申請人により便利な企業名称登記サービスを提供するために、『公司法』『企業法人登記管理条例』『公司登記管理条例』『企業名称登記管理規定』『企業名称登記管理実施弁法』、国家工商総局の関連規範的文書と『登記の効率向上、企業名称登記管理改革の積極的推進に関する工商総局の意見』（工商企注字〔2017〕54号）に基づき本規則を策定した。

第二条【適用範囲】 本規則は、企業名称認可審査の関連業務に適用される。企業名称審査者が本規則に基づき企業名称の申請に使用禁止・制限に関連する内容があるかどうかについて審査を行い、関連規定に基づき認可または却下の決定を行う。

第三条【適用範囲】 企業登記機関は、申請人に企業名称選別サービスを提供するために、本規則に基づき企業名称対比システムを構築・整備することができる。企業名称自己申告改革パイロット地域では、本規則を参考に、対比・申告システムを構築・整備し、申請人に自己申告・自己責任の登記サービスを提供することができる。

第二章 禁止性規則

第四条【一般使用禁止規則】 企業名称は、同一の企業登記機関ですでに登記登録・認可済みの同じ業界の企業の名称と同一であってはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第6条に基づき策定されている。本条にいう「同一」とは、企業名称の商号、業界の表現などが同一であることを指す（詳しくは『企業名称同一近似対比規則』を参照されたい）。

下記の場合には、本条の規定が適用される。

説明：下記内容は『公司法』（第180、186条）『企業名称登記管理規定』（第21条、第24条）『企業名称登記管理実施弁法』（第31条第1項、第3項、第4項）に基づき策定された。

1. 同一の登記機関で登記済み、または認可済みだがまだ登記されておらずかつまだ有効期間内にある、または申請したもののまだ認可されていない同じ業界の企業名称とは同一である。

2. 抹消登記を行って1年未満の同じ業界の企業名称とは同一である。
3. 設立登記を取消され、また営業許可証を取消されたがまだ抹消登記を行っていない同じ業界の企業名称とは同一である。
4. 同一の登記機関における同じ業界のその他の企業の名称が変更されて1年未満の元の名称とは同一である。

第五条 【一般使用禁止規則】 企業名称には、国家、社会公共利益を損害するような内容と文章が含まれてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第1項である。

下記の場合には、本条の規定が適用される：

説明：下記内容は『企業名称の中の不良な文化現象の更なる整理に関する国家工商行政管理总局の通知』（工商企字〔1996〕第301号）など文書を参考に策定された。

1. 消極的政治的影響があるもの。例えば、「支那」、「黒太陽」、「大地主」など。

説明：本条にいう「消極的政治的影響」とは、国家の尊厳、イメージ、およびその他の消極的、マイナスな政治的影響をもたらしやすい内容と文章を指す。例えば、「支那」、「黒太陽」、「大地主」など。

2. テロリズム、分離主義と過激主義を宣伝するもの。例えば、「九一一」、「東突」、「占中」など。

説明：本条にいう「テロリズム、分離主義と過激主義を宣伝する」とは、テロリズム、分離主義、過激主義に関連する組織名、特定の事件名、スローガンまたはその指導者の氏名などを含む内容と文章を指す。例えば、「東突」、「一中一台」、「占中」など。

3. 植民文化の色を帯び、民族の尊厳を損害し、人民の感情を害するもの。例えば、「大東亜」、「大和」、「フォルモサ」など。

4. 種族、民族、性差別の内容があるもの。例えば、「黒鬼（黒人への蔑称）」など。

説明：本条にいう「種族、民族差別」とは、特定の種族、民族を矮小化し、貶め、またはその他の不平等の見方をすることを指す。例えば、「高麗棒子（朝鮮人への蔑称）」、「黒鬼」など。「性差別」とは、性別上存在する偏見、とりわけ男性の女性に対する不平等の姿勢を指す。例えば、「男尊女卑」など。

5. 封建文化の糟粕を含み、または社会の公序良俗に反するもの。例えば、「鬼都」「妻妾成群（妾をたくさん抱える）」など。

説明：本条にいう「封建文化の糟粕」とは、封建社会が残した良くない風俗慣習、思想観念と生活習慣などを指す。例えば、「妻妾成群」など。「社会の公序良俗」とは、我が国の人々が生活し、行動する上での共同の準則、規範および一定時期における社会で流行する良好な風習と習慣を指す。反面事例として

は、「去你妹（罵り言葉）」などが挙げられる。封建文化の糟粕の宣伝や、社会の公序良俗への違反に該当するかどうかは、社会的背景、政治的背景、歴史的背景、文化伝統、民族風俗、宗教政策など各要素を総合的に考慮すべきである。

6. 麻薬、わいせつ、ポルノ、暴力、賭博に関わるもの。例えば、「ヘロイン」、「金瓶梅」など。

説明：本条にいう「麻薬」とは、麻薬自体の通称、俗称、化学名に関する内容と文章を指す。例えば、「ヘロイン」。「わいせつ」とは、性行為を具体的に描写する、またはポルノを露骨に宣伝するみだらな文章の内容を指す。例えば、「姦欲」。「ポルノ」とは、性欲をそそり、煽り立てることを目的とする不良な関連文章の内容を指す。例えば、「買春」。「暴力、賭博」とは、暴力と賭博の関連組織、人員、行為などに関する文章の内容を指す。例えば、「打手（手下）」、「六合彩（香港の宝くじ）」など。

第六条【一般使用禁止規則】企業名称には、公衆を欺きまたは誤解させる内容と文章が含まれてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第2項である。

下記の場合には、本条の規定が適用される：

説明：『企業名称の中の不良な文化現象の更なる整理に関する国家工商行政管理总局の通知』（工商企字〔1996〕第301号）など文書を参考に策定された。

1. 党と国家の指導者、前の世代の革命家、知名な烈士と知名な模範者の氏名を含むもの。例えば、「董存瑞」、「雷鋒」など。

説明：本条にいう「前の世代の革命家」とは、すでになくなった革命家を指す。例えば、「毛沢東」、「周恩来」、「鄧小平」など。「知名な烈士、知名な模範者」とは、公衆によく知られた革命烈士および先進的な模範人物を指す。例えば「董存瑞」、「雷鋒」など。

2. 不法組織名または反動的な政治人物、公衆によく知られた反面人物の名前を含むもの。例えば、「法輪功」、「汪精衛」、「秦桧」など。

説明：本条にいう「不法組織名称」とは、国家関連部門が公表した不法組織の名、略称およびその特定の呼称を指す。「公衆によく知られた反面人物」とは、一般公衆に認知された、主流の価値観に反する、立ち遅れた、または反動的な価値観を代表し、否定された人物を指す。例えば「秦桧」、「張子善」など。

3. 宗教組織名を含み、または顕著な宗教の色を帯びるもの。例えば、「キリスト教」、「仏教」、「イスラム教」など。

説明：本条にいう「宗教組織名」には、キリスト教、仏教、イスラム教など教派名の正式名称、略称およびその特定の呼称を指す。例えば、「キリスト教」、「仏教」、「イスラム教」。「顕著な宗教の色」とは、宗教の教義、スローガン、特定の呼称、人物氏名などを含む内容と文章を指す。例えば、「聖書」、「菩薩」、「モハメド」など。

第七条【一般使用禁止規則】企業名称には、外国の国家（地域）名、国際

組織名が含まれてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第3項である。本条にいう「外国の国家（地域）名」としては、外国の国家（地域）の正式名称、略称およびその特定の呼称が挙げられる。例えば、「米国」、「ヴァイキング」など。「国際組織名」としては、政府間国際組織（例えば、「国連」、「アセアン」、「世界貿易機関」など）、非政府間国際組織（例えば、「グリーンピース」、「国際サッカー連盟」など）および外国の国家（地域）内非政府組織（例えば米国の「労働総同盟」、「産業別組合会議」など）の正式名称、略称およびその特定の呼称が挙げられる。

第八条 【一般使用禁止規則】 企業名称には、政党名、党政軍（共産党・政府・軍隊）機関名、群衆組織名、社会団体名及び部隊番号が含まれてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第4項である。本条にいう「政党名」としては、国内の政党と国外の政党の正式名称、略称およびその特定の呼称が挙げられる。「党政軍機関名」とは、党政軍機関の正式名称、略称およびその特定の呼称を指す。例えば、「中南海」、「紫光閣」など。「群衆組織名、社会団体名」とは、国家関連部門が公表した群衆組織と社団組織の正式名称、略称和特定の呼称を指す。例えば、「婦人連合会」など。「部隊番号」とは国家関連部門が公表した部隊番号を指す。例えば、「第七十一軍」など。

第九条 【一般使用禁止規則】 企業名称には、国家規範に合った漢字を使うものとし、外国語、表音文字とアラビア数字を使ってはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第5項、『企業名称登記管理実施弁法』第8条に基づき策定された。本条にいう「国家規範に合った漢字」とは、『通用規範漢字表』に載った漢字を指す。繁体字、異体字、韓国語漢字、日本語漢字など非通用規範漢字を使ってはならない。外国語としては、英語、日本語などの文字が、「表音文字」としては、ピンイン、注音符号と外国語の表音文字などが挙げられる。

第十条 【一般使用禁止規則】 企業名称には、その他の法律、行政法規で禁止された内容と文章が含まれてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第6項である。本条は、企業の申請する名称が、企業名称登記に関連する規定に違反してはならないと同時に、『国旗法』、『国徽法』、『商業銀行法』などその他の法律、行政法規における禁止性規定に関わる場合、合わせて考慮しなければならないことを意味する。

第十一条 【行政区画使用禁止規則】 企業名称は、行政区画、商号、業界、組織形式から順に構成される。企業名称中の行政区画は、その企業の所在地の県級以上の行政区画の名称または地名とする。市轄区の名称は、単独で企業名称中の行政区画としてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理実施弁法』第11条である。本条にいう「市轄区」とは地級市を指す。

第十二条【商号使用禁止規則】 企業名称中の商号は、国家規範に合致した、2つ以上の漢字から構成される。行政区画、業界、組織形式は商号としてはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第8条、第10条、第11条、第12条、『企業名称登記管理実施弁法』第8条、第9条、第14条に基づき策定された。本条にいう「国家規範に合致した漢字」とは『通用規範漢字表』に掲載された漢字を指す。

第十三条【業界使用禁止規則】 企業名称には、国の法律、法規、ならびに国務院決定などで経営が禁止された業界の内容を、業界を表現するための用語として使ってはならない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第6項、『企業名称の中における「八一」など軍隊と武装警察部隊に関わる表現の使用禁止に関する国家工商行政管理総局の通知』（工商企字【2008】238号）など文書に基づき策定された。本条中にいう法律、行政法規で禁止された場合としては、国の法律、法規および国務院決定で関連企業による経営が明確に禁止された業界、例えば、「伝銷（マルチ商法）」が挙げられる。『企業名称の中における「八一」など軍隊と武装警察部隊に関わる表現の使用禁止に関する国家工商行政管理総局の通知』（工商企字【2008】238号）など、国家工商総局が公表した関連規範性文書は、国の関連法律、法規と国務院決定の関連規定が反映されたものであり、引き続き実行しなければならない。例如：「国防」、「軍用」、「軍需」、「軍服」、「軍用品」など。

第十四条【組織形式使用禁止規則】 企業は国の法律、法規と国務院決定に基づき、企業名称の中に組織形式を明示しなければならない。その組織構造または責任形式に不一致な組織形式を使ってはならない。

説明：本条は、『公司法』第8条、『企業名称登記管理規定』第12条などの規定に基づき策定された。本条にいう「責任形式」とは、企業が市場経済の要件に基づき、財産の組織形式と負担する法的責任に基づき選択した企業の類型を指す。主として、公司制企業（外資系企業を含む）、パートナーシップ企業、個人独資企業、その他の企業法人などに分けられる。公司制企業の名称には、組織形式である「有限責任公司」または「有限公司」、「股份有限公司」または「股份公司」といった表現を明示しなければならない。パートナーシップ企業、個人独資企業、その他の企業法人企業の名称には、「有限」、「公司」といった表現を含んではならず、慣行としては、「場」、「所」、「センター」、「部」などを上記企業名称の組織形式として使うことができる。国務院決定とは、「有限責任公司」と認められる公司制の「銀行」、パイロット事業の「互相保険社」など、国務院が企業による使用を認める組織形式を指す。

第三章 制限性規則

第十五条【一般使用制限規則】 企業名称は、同一の企業登記機関ですでに登記登録・認可済みの同じ業界の企業名称とは近似してはならない。ただし、投資関係にあるものはこの限りではない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第6条、『企業名称登記管理実施弁法』第31条第1項に基づき策定された。本条にいう「近似」とは、同じ業界の企業の名称・商号、業界の表現などの近似を指す（『企業名称同一近似対比規則』を参照しても良い）。本条にいう「投資関係にある」とは、直接的投資関係と間接的投資関係を指す。間接的投資関係とは、(1) 名称が近似する企業は投資者ではないにしても、名称を申請する出資者とは投資関係にあり、即ち、二者は「親と孫」の関係にある。(2) 名称が近似する企業は投資者ではないにしても、名称を申請する出資者とは同じ企業グループに属しまたは共同の投資者を持ち、即ち、二者は「従兄弟」である、などの関係を指す。

第十六条【一般使用制限規則】 企業法人名称の中には、その他の法人の名称が含まれてはならない。ただし、投資関係にありまたは当該法人の許諾を取得した場合は、当該法人の略称または特定の呼称を使うことができる。

説明：本条は『民法総則』、『企業名称登記管理規定』第9条第2項、『企業名称登記管理実施弁法』第6条に基づき策定された。本条にいう「その他の法人」とは、営利性法人と併称する非営利法人（事業単位、社会团体、基金会、社会奉仕機関などを含む）、特別法人（機関法人、農村集団経済組織法人、都市・農村部の合作経済組織法人、末端民衆性自治組織法人などを含む）を指す。「その他の法人の名称」としては、その正式名称、略称和特定の呼称が含まれる。例えば、北京大学は略して「北大」と呼ぶ。北京大学が投資しまたは北京大学から許諾を取得した場合は、企業はその名称の中に「北大」という表現を使うことができる。

第十七条【一般使用制限規則】 企業名称の中には、もう一つの企業名称が含まれてはならない。ただし、投資関係にありまたは当該法人の許諾を取得した場合は、当該企業の略称または特定の呼称を使うことができる。ただし、当該略称または呼称がその他の意味を有し、またはその指向が不確定である場合は、許諾を取得しなくても良い。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第2項、『企業名称登記管理実施弁法』第7条などに基づき策定された。本条にいう「もう一つの企業名称」とは、その正式名称、略称和特定の呼称を含む。例えば、中国石油化工股份有限公司は略して「中石化」と呼び、投資関係にあるものは、「中石化」を商号として使うことができる。「中聯」を商号とするある企業は、それ自体を略して「中聯」と呼ぶことができるが、その略称の指向が不確定であるため、その企業から許諾を取得しなくても良い。

第十八条【一般使用制限規則】 企業名称は、非営利組織であると明示・暗示し、または企業設立の目的を超えてはならない。ただし、その他の意味があり、または法律、法規および国务院決定に別途規定のある場合はこの限りではない。

説明：本条は『民法総則』、『企業名称登記管理規定』第9条第2項、『企業名称登記管理実施弁法』第20条などに基づき策定された。企業が営利組織であるにもかかわらず、企業の名称は非営利組織であると明示・暗示し、または営利目的を超えた場合（例えば、慈善、貧困対策）は、企業登記の範疇には属

さない。例えば、党、派、宗、会などの表現が含まれると、公衆にその企業を政治、宗教などに関わる非営利組織と誤解させる可能性があり、企業登記の範疇には属さない。ただし、別途規定があり、またはその他の意味がある場合はこの限りではない。例えば、新聞社、苹果派（アップルパイ）など。

第十九条 【一般使用制限規則】 国務院が設立を決めた企業以外に、企業名称は、「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」などの表現で始まってはならない。企業名称の中間に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」などの表現を使う場合、その表現は業界の限定語であるものとする。外国（地域）の出資企業の商号を使用する完全外資企業、外国側が支配する外資系合弁企業は、名称の中間に「(中国)」という表現を使うことができる。上記 3 種の企業名称は、国家工商総局による認可が必要となる。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第 4 条、第 13 条、『企業名称登記管理実施弁法』第 5 条に基づき策定された。

第二十条 【行政区画使用制限規則】 企業名称には、企業の所在地の省（自治区、直轄市を含む）または市（州を含む）または県（市轄区を含む）の行政区画名称で始まるべきである。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、国家工商総局の認可を経て、企業名称に企業の所在地の行政区画が含まれなくても良い。

- (一) 国務院により承認されたもの。
- (二) 国家工商行政管理総局で登記登録されたもの。
- (三) 登録資本金(または登録資金)が 5,000 万人民币元を下回らないもの。
- (四) 国家工商行政管理総局に別途規定があるもの。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第 4 条、第 7 条、『企業名称登記管理実施弁法』第 5 条、第 10 条、第 13 条に基づき策定された。

第二十一条 【行政区画使用制限規則】 市轄区名と市の行政区画とを続けて使用する企業名称は、市企業登記機関により認可される。省、市、県の行政区画を続けて使用する企業名称は、最上位の行政区の企業登記機関により認可される。上位工商行政管理局から授権された場合は、その規定に基づき実行する。

説明：本条は『企業名称登記管理実施弁法』第 11 条である。本条にいう「市轄区名と市の行政区画とを続けて使用する」とは、一つの行政区画を当該行政区画に所属する区の名称を続けて使用する場合を指す。例えば、「北京市海淀区」。このように続けて使用される行政区画を企業名称の接頭語として使う場合は、北京市工商局、すなわち 1 級上の機関により認可される。省、市、区の行政区画を続けて行政区画の表現として使う場合は、最上位の登記機関により認可される。例えば、「河南省洛陽市伊川縣光明食品科技發展有限公司」の場合は、その名称は河南省登記機関により認可される。

第二十二条 【商号使用制限規則】 企業名称の商号は文字、単語またはその組合せから構成され、文や、複数の文、段落などを使ってはならない。ただし、顕著な識別性またはその他の意味を有する短文はこの限りではない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第2項、『企業名称登記管理実施弁法』第20条に基づき策定された。本条にいう「文字、語句またはその組合せ」とは、国家規範に合致した漢字の文字、単語または文字と単語、単語と単語の組合せを指す。

第二十三条【商号使用制限規則】企業名称の商号には、「国家級」、「最高級」、「最良」など誤解を生じさせる可能性のある内容と語句が含まれてはならない。ただし、その他の意味があり、または一部として使用され、商号全体にその他の意味のある場合はこの限りではない。

説明：本条は『広告法』第4条及第9条第3項、『企業名称登記管理規定』第9条第2項条に基づき策定された。本条にいう「商号全体にその他の意味のある」とは、「国家級」、「最高級」、「最良」などが商号の中で原義と関連する派生義、比喩義として使用されるなどの場合を指す。例えば、国医とは一般に漢方医を、国語とは一般に中国語などを意味する。（『広告法』第四条 広告には虚偽のまたは誤解させるような内容が含まれてはならない。消費者を欺き、惑わしてはならない。第九条 広告は、下記の場合があってはならない：（三）「国家級」、「最高級」、「最良」など用語を使用……）

第二十四条【商号使用制限規則】企業名称の商号は、外国の国（地域）に所属する管轄区、都市名およびその略称、特定の呼称を商号として使ってはならない。ただし、その他の意味があり、または一部として使用され、商号全体にその他の意味のある場合はこの限りではない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第2項に基づき策定された。本条にいう「全体にその他の意味のある」とは、外国の国（地域）の地名、都市名の原義に関連する派生義、比喩義などを指す。例えば、「京都」（他の意味では、国都を指す）、「巴黎春天（パリの春）」、「加州陽光（カリフォルニア州の陽射し）」など。

第二十五条【商号使用制限規則】行政区画は商号として使ってはならない。ただし、県以上の行政区画の地名であってその他の意味のあるものはこの限りではない。

説明：本条は『企業名称登記管理実施弁法』第14条である。本条にいう「行政区画」とは、行政区画の正式名称であって、行政区画の略称（例えば、「京」、「冀」、「魯」など）、別称（例えば、「寧」、「渝」など）を含まない。全部または一部の商号としての使用も含め、商号として使ってはならない。中国の現行の行政区画は即ち、省級、地級、県級、郷級、村級、組級であって、そのうちの省、県、郷の3級は基本行政区となる。自治州：自治州は、省級と県級行政区の間にある一級民族自治地方である。地級市：地級市は、省級と県級行政区の間にある一級行政区である。「県以上行政区画の地名」とは、県以上の行政区画で標識された地理区域の名称を指す。例えば、秦皇島市は行政区画であって、商号として使ってはならない。「秦皇島」は行政区画の地名であるが、通常の場合は、その意味がその「市」を指向し、その他の意味がなく、商号として使うことができない。一方、山西省の孝義県は行政区画であるが、孝義は行政区画の地名でありながら、「孝義」という表現は仁孝、礼義という意味があ

る。このような地名は商号として使用することができる。

第二十六条【商号使用制限規則】 企業名称は、職業、職務、学位、職名、軍人の階級、警察の階級などおよびその略称、特定の呼称を商号として使ってはならない。ただし、その他の意味があり、または一部として使用され、商号全体にその他の意味のある場合はこの限りではない。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第9条第2項、『企業名称登記管理実施弁法』第9条に基づき策定された。本条にいう「商号全体にその他の意味のある」とは、職業、職務、学位、職名、軍人の階級、警察の階級などおよびその略称、特定の呼称の原義に関連する派生義、比喻義などを指す。例えば、「騎手企業管理有限公司」、「雷博士照明有限公司」など。

第二十七条【商号使用制限規則】 企業名称は、国家工商総局が認定した馳名商標（知名度の高い商標）を同じ業界の企業の名称・商号として使ってはならない。ただし、当該商標の保有者の許可を得た場合はこの限りではない。

説明：本条は『商標法』第58条、『名称登記管理規定』第9条第2項に基づき策定された。本条にいう「国家工商総局認定の馳名商標」とは、すでに認定されており、かつ有効期間内である馳名商標を指す。馳名商標保有者または他の許可を得た場合は、商号または商号の一部として使用することができるが、同時に、企業名称にかかるその他の条件を満たさなければならない。例えば、2つ以上の規範漢字があること、業界の表現を商号として使用しないことなど。

第二十八条【業界使用制限規則】 企業名称の中の業界については、主要経営事業と一致しない用語表現を使ってはならない。下記条件を満たした場合は、国民経済業界類別用語で企業が所属する業界を表現しなくても良い。

(一) 企業の経済活動は性質上、それぞれ国民経済業界の5つ以上の大分類に属する。

(二) 企業の登録資本金（または登録資金）は1億元以上に達し、または企業グループの親会社である。

説明：『企業名称登記管理規定』第11条、『企業名称登記管理実施弁法』第16条、第17条、第18条、『企業経営範囲登記管理規定』第7条に基づき策定された。本条にいう「主要経営事業」とは、企業の経済活動の性質が属する国民経済業界または企業の経営の特徴を反映する用語である。業界を跨いで経営する企業の場合、その経営範囲の中の最初の経営項目が所属する業界がその企業の業界に当たる。名称の業界と主要経営事業と一致するとは、その内容が一致することを意味する。例えば、「北京天際伝奇メディア有限公司」の場合、その会社の主要経営事業はテレビ番組の製作、映画製作などである。本条にいう「国民経済業界類別用語で企業が所属する業界を表現しない」とは、企業名称の中に業界の表現がなく、または「実業」、「発展」など、所属する国民経済業界の分類特徴が顕著でない用語表現の使用を指す。例えば、「北京市栄光有限公司」、「北京市栄光実業有限公司」。

第二十九条【業界使用制限規則】 法律、法規および国務院決定、国家工商総局規則、規範性文書に企業名称における業界の表現について特別な規定が

ある場合は、その規定に準ずる。

説明：本条は『企業名称登記管理規定』第11条である。例えば、『商業銀行法』では、承認なしでは、名称の中に「銀行」という表現を使ってはならないと規定されている。

第四章 附則

第三十条【授権規則】 地方企業登記機関は、地方性法規、政府規定に基づき、使用禁止・制限の内容を追加することができる。

第三十一条【その他の登記類型への適用】 企業グループ名称と支社（営業組織）、農民專業合作社、個人經營者の名称登記の禁止性及び制限性規定については、本規則を参照して実施する。

第三十二条【調整の根拠】 本規則は関連法律法則と国家規範性文書に基づき適時調整し公表する。

第三十三条【解釈】 本規則は国家工商管理総局企業登録局が責任をもって解釈する。